

仕 様 書

第1条（委託内容）

1（委託業務名）

産業廃棄物収集運搬業務（人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」）

2（契約期間）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3（担当者）

京都市 文化市民局 共生社会推進室 人権文化推進担当（竹村、中野）

4（業務の期間）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第2条（委託内容の詳細）

1（委託関係）

甲は、産業廃棄物を処理するに当たり、その収集・運搬業務を乙に委託する。乙はこれを受託し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び労働基準法、労働安全衛生法を遵守のうえ、施行する。

2（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は許可書のとおりであり、乙は許可証の写しを甲に提出すること。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出すること。

3（委託する産業廃棄物の種類及び数量）

甲が、乙に収集・運搬を委託する収集予定量は、次のとおりとする。ただし、予定量であり変動することがある。

- ・廃プラスチック（ペットボトル含む）：約70kg
- ・空き缶、空き瓶：約5kg

4（搬入先）

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、京都市が別途契約する処分業者の事業場に搬入する。なお、搬入は、契約期間中、原則各月に1回（曜日、時間は後日決定）とする。

5（積替保管）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行わない。

6（再委託）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集運搬業務を第三者に委託してはならない。ただし、契約期間中に収集・運搬業務を第三者に委託する必要がある場合、乙は書面により甲の承諾を得て、法令の定める再委託基準に従い、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任にお

いて解除しなければならない。

7 (マニフェスト)

甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し、乙に交付する。乙は、このマニフェストを産業廃棄物と共に処分業者へ回付する。

第3条 (義務と責任)

1 (甲)

(1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供するほか、乙の要求に応じて、収集・運搬を委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報を乙に提供する。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ その他注意事項

(ア) 形状、主成分、混合成分

(イ) 特性

・有害物質、危険物、毒物・劇物、悪臭物、特定化学物質等の区分

・引火性、自己反応性、混合反応性、禁水性、発火性、爆発性、ガス発生、有毒、ガス発生、可燃性、材料腐食性、有害、腐食・刺激性、悪臭等

(2) 甲は委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混合しないよう注意する。

(3) 甲は、委託する産業廃棄物に係るマニフェストの記載事項を正確に漏れなく記載する。

(4) 甲は、委託する産業廃棄物について、契約期間内に乙の要求があれば、公的検査機関又は環境計量事務所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

2 (乙)

(1) 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積込作業の開始か、第2条第4項に規定する事業場における荷降ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故及び第三者との紛争については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙の責任と負担においてこれを解決し一切甲に迷惑を掛けないものとする。

(2) 乙は、甲の事業所構内に入場し、収集・運搬、積込作業を行う際には、甲の諸規定等を遵守し、当議事業所の責任者の指示に従い、施設の損壊や労働災害を起こさないよう十分に注意しなければならない。

(3) 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書はマニフェストB2票で代えることができる。

第4条（委託料）

- 1 委託料の支払は、6箇月ごとに、甲の指定する方法により支払う。
- 2 乙は、前項で示す期間ごとに、実施した業務及びその経費を示した内訳書を甲に提出するものとする。
- 3 委託料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙二者の協議によりこれを改定することができる。
- 4 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務についての消費税は、甲が負担する。

第5条（機密保持）

甲、乙は本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方に文書により許諾を得なければならない。

第6条（契約の解除）

- 1 甲、乙は相手方が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約の各条項のいずれかに違反したとき。
 - (2) 差押え、営業廃止、手形不渡処分等の事態が生じたとき。
 - (3) 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (4) 甲の業務指導に乙が従わない場合。
- 2 ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理がいまだに完了していないものがあるときは、甲又は乙は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - ア 乙は、契約解除後も、産業廃棄物の処理を自ら実行するか、又は、甲の承諾を得たうえで、他の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - イ 乙が他の業者に委託する場合に、当該業者に処理費用を支払う資金がない場合は、乙はその旨を甲に通知しなければならない。
 - ウ 上記イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙の下にある産業廃棄物の処分を行わせるものとし、その負担した費用の償還を、乙に対して請求するものとする。
 - (2) 甲の義務違反により乙が契約を解除した場合、乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙の下にある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、又は、乙自ら甲方に運搬したうえで、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第7条（協議）

本契約に定めのない事項、又は、本契約の各条項に関する疑義が生じた場合は、関係法令に従い、甲、乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。